基本問題小委員会の報告書のとりまとめに向けた考え方(案)

第9期第3回基本問題小委員会では、別紙について確認され、第3回 及び第4回の本小委員会ではヒアリングを行った。

今後は、本年夏頃を目途に本小委員会として報告書をとりまとめることとし、①デジタル・ネットワーク社会における著作権制度の意義等についてまとめるとともに、②今後検討が必要な具体的な検討課題を設定してはどうか。

その際、①については、本小委員会で行ったヒアリング等を踏まえ、 以下の論点に沿って、委員のご意見をご提出していただき、まとめては どうか。

【論点1】デジタル・ネットワーク社会に対する認識、評価について (例)

- ▶ 記録媒体・送信媒体の多様化・大容量化は常にソフト(情報)不足の 状態をもたらす。
- ▶ 利用が拡散し、玄人と素人が混在する状況が生じる。(玄人が複製物を作成、頒布し、素人が鑑賞するという構図が崩れる。)
- ▶ 機器の汎用化が進み、「専ら」何々のために用いられる機器といったものはなくなってくる。
- ▶ 電子化により正確で迅速な著作権の権利処理が可能となる。

など

【論点2】【論点1】での認識の下での著作権制度の果たす役割について (例)

- ▶ 今後はクオリティの高いコンテンツを如何に生み出すかが鍵であり、 創作活動の意欲を喚起させる著作権制度はますます重要になる。
- ▶ 近年の技術革新のスピードや社会状況の変化に著作権制度は対応 できておらず、必要に応じて制度の見直しを検討するべき。

など

【論点3】今後の検討が必要な著作権関連施策に係る課題(現時点で解決 の得られていない課題を含む)とそのとるべき方向性について

(例)

- ▶ 現行制度を前提に著作権情報の集中処理機関や集中処理技術の検討
- ▶ 新たに設けるべき支分権の規定や権利制限規定

など

(以上)

想定される論点と今後の議論の進め方

1. 想定される論点

平成21年1月にとりまとめられた文化審議会著作権分科会報告書では、一定の結論を得ることができた課題がある一方で、引き続き検討を要することとされた課題や関係者間の意見調整を要することとされた課題があるとの指摘がなされたところである。このように、一定の結論を得ることができなかった課題が残った背景には、種々の課題について検討を進めるに当たって、著作権制度の在り方をめぐる基本的な認識について、関係者間において見解の相違があったためと考えられる。

デジタル化・ネットワーク化が急速に進展している今日、著作権をとりまく環境の変化は激 しいものがあるが、こうした状況だからこそ、残された課題について検討を行うにあたっては、 以下の各点について検討を行う必要があるのではないか。

- ① 文化振興に関する施策の体系の中で、著作権制度が担っている意義、役割はどのようなものか。
- ② デジタル化、ネットワーク化の進展に伴い、表現手段や流通手段が変化している中、著作権制度の果たす役割に変容が生じているのか。
- ③ これらを踏まえ、これまで解決の得られていない課題を含め、今後の著作権関連施策について、どのような方向性をとるべきか。(その際、著作権制度とその他の文化関連施策、ビジネススキーム、技術的手段等との関係をどう考えるか。)

2. 今後の議論の進め方

- まずは、デジタル・ネットワーク社会における著作権保護の意義について検討する観点 から、
 - ① 著作権制度の今日までの沿革とデジタル・ネットワーク社会が著作権制度に与える影響について
 - ② 文化政策としての著作権制度(著作権とクリエータの保護など)についての2つの点について有識者からヒアリングを行うこととする。
- その後、必要に応じて関連分野の有識者や、著作物等に関連する事業を行っている事業者等からヒアリングを実施しつつ、上記 1.で掲げた各論点について、各委員から意見募集を行い、基本問題小委員会としての見解をまとめてはどうか。

(デジタル化、ネットワーク化の進展前後での変化があれば、それも含めて)

(参考:ヒアリング対象)

- ・関係学問分野の有識者(著作権法学のほか、文化政策学等も含め)
- ・コンテンツ関係事業者、情報技術関連事業者
- •文化関係団体、経済団体